

原料原産地表示を検討されるにあ たってのお願い

平成28年4月

一般社団法人 日本果汁協会
川村和彦

原料原産地表示制定時のJAS法による食品表示の状況

- 生鮮食品の原産地表示
平成10年頃は野菜5品目のみに原産地表示義務(任意表示としては順次増加)
⇒全ての生鮮食品に原産地表示(平成12年から)
- 加工食品の原材料等の表示
平成12年までは原材料等の表示は50数品目のみ
⇒全ての加工食品に原材料等の表示(平成13年から)
- 遺伝子組換え食品表示
⇒平成13年から遺伝子組換え食品表示
- 加工食品の原料原産地表示
⇒平成13年から梅干し・らっきょう漬けを始めに原料原産地表示スタート

原料原産地表示制定時の経緯(1)

- 生鮮食品の原産地表示の任意表示が増加し、義務化も見えてきた時期に、生鮮に極近い品目で、だれしも国産食材と誤認している加工食品に対して、生鮮食品と同様に、原材料の産地表示をすべきとの要望。
- 検討会で検討し、下記の5つのルールで品目選定し、表示基準を策定
 - ・流通、消費段階で商品の差別化がされているか。
 - ・消費者に誤認を与えるような表示実態があるか。
 - ・他の方法では消費者の誤認を防ぐことは困難か。
 - ・原材料の原産地がある程度一定しているか。
 - ・表示を事後的に確認する手法・体制は十分か。

原料原産地表示制定時の経緯(2)

- 検討時には、南高梅の一大産地である和歌山県及び同県内漬物業者から、梅干しの原料原産地表示を制定してもらいたいとの強い要望があった。
- そのため、梅干しと、梅干し以上に輸入原材料比率が高かったらっきょう漬けを最初の義務化品目とした。
- その後、平成13年から14年にかけて7品目の原料原産地表示の義務化を行った。これら7品目は、THE和食とでも言うべき、国民だれでも国産食材と誤認していた品目であった。
 - 農産物漬物(梅干し・らっきょう漬けから拡充)、乾燥わかめ、塩蔵わかめ、塩干魚類(あじ、さば)、塩蔵魚類(さば)、うなぎ加工品、かつお削りぶし

原料原産地表示を検討されるにあたってお願い
したいこと

- 実行可能性の適切なレベル
- 国際基準との整合性
- 原料の原産地が分からない場合もあること

生鮮食品の原産地表示と加工食品の原料原産地表示の実行可能性の相違(1)

○生鮮食品の原産地表示と加工食品の原料原産地表示の実行可能性は全く異なるレベルにある。

①生鮮食品の原産地表示の実行可能性

- ・原則として原産地が明らかに分かる。
- ・国際食品規格でもルール化されている。
- ・表示手法は、ラベル表示以外にPOPやプライ斯拉ベルでの表示方法が一般的であり、流通事業者の多大な手間がかかるものの、仕入れにより日々変わる産地情報を適切に反映できるなど機動性に富み、品名や価格の表示と一体化して実行されている。

生鮮食品の原産地表示と加工食品の原料原産地表示の実行可能性の相違(2)

②加工食品の原料原産地表示の実行可能性

- ・原材料は、ブレンド等による中間加工品の場合も多く、元の生鮮食品の原産地が分からない場合もある。
- ・国際食品規格にもルールがなく、輸入原材料の原産地を要求することが困難な場合もある。
- ・表示手法は、缶、瓶、容器等への製造事業者が行うラベル表示であり、流通事業者の手間も無く、消費者が購入後においても食品情報が分かるなど、最も正確で確実な手法であるものの、表示改版を機動的に行うことは困難であり、原料原産地表示の変更が必要な場合などの実行可能性は極めて低い。

実行可能性の適切なレベル

- 任意表示の場合には、
 - 任意であっても虚偽表示は食品表示違反となるので、表示の信憑性に任意表示と義務表示で差は無い。
 - 任意表示は対応可能な事業者が行うので、実行可能性への配慮は不要。
 - 消費者は任意の強調表示により商品選択が可能である。
- 義務表示の場合には、
 - 虚偽表示のみならず、表示の欠損についても罰則や事業者名の公表があることから、原料の調達先を頻繁に変更する事業者でも、中小零細事業者でも、ほぼ全ての事業者が対応できることが必須である。
 - 7～8割ができそうということで、原料原産地表示の品目や基準を設定することは、罰則を伴う行政制度としてはあってはならないことであり、行政制度としての実行可能性とは、ほぼ全ての事業者が対応できるレベルであると考える。

果実飲料の場合の実行可能性(国産果汁の不安定性)

- 果実飲料の原料果汁は、その種類によっても異なるが、国産が1～2割、輸入が8～9割となっている。国産の搾汁量、輸入国のシェアは、相当に変化する。
- 我国の果実生産は原則として、生食用を念頭にしており、加工用としては栽培されていない。果実飲料用等の加工用は需給調整の意味合いが強い。そのため、果実が豊作だと生食用にさばけず果実飲料にまわってくる量が増えるが、不作だとほとんどが生食用にいき果実飲料にはまわってくる量が大幅に減る。
 - ・みかんの場合(直近10か年)
生産量は最大113.2～最少78.6万トﾝで増減44%、果汁向けは、最大で10.9～最少で3.9万トﾝで増減は179%
 - ・りんごの場合(直近10か年)
生産量は最大91.1～最少65.5万トﾝで増減39%、果汁向けは最大で14.3～最少で7.2万トﾝで増減99%
 - ・kg当たりの価格(「果樹を巡る情勢」平成28年4月、農林水産省作成より)
みかん(生食用167円程度、果汁向け10円程度)、りんご(生食用174円程度、果汁向け35円程度)

果実飲料の場合の実行可能性(輸入国が変化する)

- 果汁は、天候や病害虫の発生等に大きく左右される農産物を原料としていることから、①品質確保、②入手リスクの分散及び③合理的入手価格等の観点から、生果の収穫期が半年間ずれる北半球と南半球のそれぞれで輸入先を確保するなど、輸入先の多角化を図っている。
- 大規模な気象災害に伴い、当初予定の輸出国から原料果汁を入手できなかった場合には、他の国に急遽変更しなければならない。
- 当初予定の輸出国からの原料果汁価格が高騰している場合には、他の国からスポット買いをする場合が多々ある。

果実飲料の場合の実行可能性(国産と輸入のブレンド)

- 多くの果実飲料において、同一製品の下では、糖度、酸度、色度及び香味等を一定にするために、国産や輸入を問わず、ブレンドすることが一般的である。
- 国産果汁は一般的に割高で供給量が少なく、かつ、不安定な供給状況にある。また、国産果汁の中で、「ストレート」品として製品化されるもの、「濃縮還元」品として製品化されるものがある。(国産りんご果汁の場合で約7割は濃縮・保管後に輸入濃縮果汁とブレンドされるなどにより「濃縮還元」品として製品化される。)
- オレンジ果汁とみかん果汁は、
 - ①それぞれ特徴的な香味を有している。
 - ②みかん果汁100%のものは沈殿物が生じ、この沈殿物を消費者が不良品と誤認する場合がある。
 - ③みかんの濃縮還元果汁の場合には、濃縮過程の加熱によって、俗に「いも臭」と称される加熱臭が生じるため、糖度が高く、色度の良い高品質なストレート果汁を除き、多くの場合にオレンジ果汁とブレンドされる。

国際基準との整合性(1)

- 本検討会の資料にあったように、
 - ・国際的な原料原産地表示の規定は無い。
 - ・豪州やEUの原産地表示の事例は、極めて限定された品目か、「国産(又はEU域内)表示」のルールというべきものである。
 - ・したがって、原料原産地表示については、世界で韓国が突出し、次いで我国という状況にある。
- このことは、16年前に原料原産地表示の制定に着手した時も、先例として参考になったのは韓国の制度のみであったのとなんら変わっていない。

国際基準との整合性(2)

- したがって、我国の原料原産地表示制度は世界で2番目の制度となっており、決して遅れている制度ではない。
 - ・「26品目しか、商品分類で21%しか義務化されていないので拡大が当たり前」ということではないのではないか。
- 原料原産地表示の検討に着手した16年前から現在まで、原料原産地表示がグローバルルールにならずに、韓国と日本のみのローカルルールであり続けたことが、原料原産地表示の難しさを示しているのではないか。
- 以上のとおり、原料原産地表示についての世界や我国の対応を客観的に認識いただいた上でご検討いただければと考える。

原料の原産地が分からない場合もあること

- 食品表示基準では、「原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品で、かつ当該割合が50%以上であるもの」の原産地を表示することと規定している。
 - ・Q&Aでは、「原材料ではなく生鮮食品としている理由は、表示すべき原産地
が当該生鮮農畜水産物であることを明確にするため」とある。
- このことは、原料原産地表示とは、文字通り生鮮農畜水産物の産地を表示することを示している。
- 加工食品は、多様な中間加工品(1次加工、2次加工……)を原材料としている場合も多く、国際的に原料原産地表示のルールが無い以上、生鮮食品にまで遡ることは難しい場合もある。

果実飲料の原材料の多くは濃縮果汁(中間加工品)

- 原料果汁の生産国と、その果汁の原料となっている果実の生産国は異なる場合もある。
- 近隣の複数国から原料生果を集荷・搾汁を行っている場合もある。
(例) オーストリアから輸入されるりんご果汁には、オーストリア産の生果の他、近隣のルーマニアやチェコ、イタリア、セルビア産の生果から、オーストリアで搾汁されたものが多い。
- 複数国の果汁をブレンドして出荷している場合もある。
(例) イスラエルから輸入されるオレンジ果汁には、イスラエル産の生果由来の果汁のほか、ブラジルや南アフリカ、米国で搾汁された果汁がブレンドされていることが多い。

果実飲料の原料原産地についての強調表示の状況

- 果実飲料については、国産果汁のみを使用している製品のほとんどにおいて、「国産りんご使用」あるいは「〇〇県産りんご使用」などの強調表示がなされている実態にある。
- したがって、国産果汁を使用した果実飲料を選択したい消費者は、ほぼ確実に希望する果実飲料を購入していただける。